

◎問題の所在

宗派は、2009年に、川崎市の解散する三門徒派の寺院を買い取り、その寺院を首都圏における大谷派の開教拠点の一つとして設立しようとしています。これは、その寺院を大谷派の宗教法人として設立するにあたって、宗派における手続きに大きな疑義があるという問題であります。

問題点は二つです。一つは、財産処分事案にも拘わらず、議会の議決を得ず、通常宗務のように処理し、すべてが完了してから議会に諮るという議会無視、そのものの行政手法を取ったことです。いま一つは、そのことを宗派内に周知する公告において、「償還」と「譲渡」という表現を取りますが、それらは事実を言い当てるものではないということです。言うまでもありませんが、償還とは借りた金額を返済することを表わしますが、実際は、宗派が取得するに要した経費を宗派自身が回収したのです。そして、その償還と譲渡が1つになる時、譲渡は有償譲渡という理解を生みますが、内実は無償譲渡、寄付であったということです。

ここでは、議会無視ということに焦点を当てて報告したいと思います。

なお、ここで取り上げようとするのは、当該寺院になんら瑕疵や問題があつてのことではありません。こうして問題化することによって、当該寺院に関係されている方々に不快な思いを与えているとすれば、全く本意とするところではありません。当該寺院のご門徒・ご寺族の皆さんには、大谷派の開教寺院として、ますますご活躍、ご活動下さいませよう念じています。